

平成23年3月14日

関係者各位

日本弁理士会近畿支部
倫理・違反者調査委員会

非弁理士行為に関するご注意

弁理士法第75条では、弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限について以下のように規定されています。

弁理士法第75条

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申し立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（一部省略）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（一部省略）の作成を業とすることができない。

また、上記「政令で定める書類」については、弁理士法施行令第8条において特許出願、実用新案登録、意匠登録、商標登録等の出願に係る願書、明細書、特許請求の範囲等や意見書等が挙げられています。

すなわち、特許や商標等の出願手続について他人の代理をしたり、代理をせずとも、報酬を得る目的で出願手続等に必要書類の作成を行うことは、弁理士法第75条の規定に違反することとなり、このような行為を業務として継続される場合、刑事訴追を受けるおそれがあります。

当委員会では、弁理士法第75条違反のおそれのある行為を調査しておりますが、関係者各位にご注意いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上